# 広島大学学術情報リポジトリ Hiroshima University Institutional Repository

Title	「無情物ガ無情物ニVサレル」文型の能動文への変換について : 韓国語との対照研究の観点から
Author(s)	林, 憲燦
Citation	ニダバ , 24 : 133 - 142
Issue Date	1995-03-31
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00047964
Right	
Relation	



# 「無情物ガ無情物ニ¹) Vサレル」文型の 能動文への変換について

一 韓国語との対照研究の観点から —

林 憲 燦

# 1. 研究の目的と方法

日本語(以下J)においても韓国語(以下K)においても、視点の原理という一般論の 見地からヴォイスを考えてみた場合、「YガXニVサレル」構文のYとXが「無情物:無 情物」の関係にある受動文は両者が対等の関係にあるため、基本的に能動文への変換がす べて可能であるはずである。が、実際には能動文への変換が出来ない受動文も存在すると 共に、能動文への変換は可能であっても特殊な文脈を必要とする受動文も存在する。また、 能動文への変換可能の有無について、JK両語は大きく異なっていると考えられる。

そこで、本稿は関与者YとXが「無情物:無情物」の関係にある受動文を対象に、能動文への変換が可能である場合、不可能である場合、特殊である場合はそれぞれどんな条件の時なのかをXとYの関係、述語動詞の意味との関係から明らかにしたい。その際、考察の主眼は述語動詞の意味、XのYへの働き掛け性の有無の問題であるが、それ以外の要素についても考慮した。これまでJKにおける受動文は、統語論的にも意味論的にも常に能動文との対応関係でしか説明されず、その観点のみから議論されて来たと言っても過言ではない。しかし、受動文から能動文への転換を考慮しないのは、手続き上明らかな欠陥で、受動文の独自の意味用法の存在の可能性を無視しかねない危険性があろう。

以下の各節の見出しは、Xの機能を中心に分けたものであり、これから議論する受動文はJK共に直接受動文を考察の対象とする。それは、その受動文に直接対応する能動文があるのはJK共に直接受動文に限ることと、間接受動文には直接対応するKの文が存在しないからである。又、Kの受身形の認定については学者間に議論もあるが、本稿では大方の学者がそうしているように被動の接尾辞'이/司/리/기'によって作られるもの、被動の助動詞'아/어 지다'によって作られるもの、被動の意味'되다/당하다/받다'を持つ動詞を補助動詞とするものを受身形として扱う。

# 2. 能動文への変換が不可能である場合

視点がYに固定されているので、Xに視点を置いて能動文で表現出来ない。このような 受動文専用の表現は、XのYへの働き掛け性は考えにくく、擬人化が不可能な場合である。

# 2-1. Xが非定形の自然現象

1)窓が風によって閉められた。

2)木々が風に揺り動かされた。

3)建物が地震によって揺り動かされた。건물이 지진에 의해 흔들리었다.

1)'風が窓を閉めた。

2)'風が木々を揺り動かした。

3)'地震が建物を揺り動かした。

\*바람이 창문을 닫았다. (\*は非文)

\*바람이 나무들을 흔들었다.

창문이 바람에 의해 닫히었다.

나무들이 바람에 흔들리었다.

\*지진이 건물을 흔들었다.

これらの例は、XY共に無情物であり、述語には何れも動作動詞が本来の意味で用いら れている。従って、KではYからXへ視点を移動させると、Xの意志性が前面に出て来て Xが有情物の扱いになるが、それが「風・地震」という自然現象の物でありながら、形と して定まっていないことと、Yも動的事象を持っていないため、話者はどうしてもXに視 点を与え、能動文で表現することが出来ない。しかし、自然現象の物でもXが定まってい る形であったり、Xが形として定まっていなくても、Yが動的事象を持っている場合は、 次のようにYからXへ視点を移動させ、能動文で表現することが可能である。

4)津波が地震によって発生させられた。해일이 지진에 의해 발생되었다.

5)空が黒雲で覆われた。

하늘이 먹구름으로 덮히었다.

6)村が台風に荒らされた。 마을이 태풍에 휩쓸리었다.

4)'地震が津波を発生させた。지진이 해일을 발생시켰다.

5) 黒雲が空を覆った。

먹구름이 하늘을 덮었다.

6)'台風が村を荒らした。 태풍이 마을을 휩쓸었다.

4)のように、X「地震」が形として定まっていなくても、Y「津波」が自然現象の物と して動的事象を持っている場合と、5)6)のようにXが自然現象の物でも「黒雲・台風」等 のように何れも一定の形があると認識できる場合、KではXのYへの働き掛け性があると 考えられるため、Xに視点を与え、擬人化の用法で能動文で表現することが出来る。この ように、KではXが自然現象の物である場合、Xが定形か非定形か、またはYが動的事象 であるか否かによって、能動文への変換有無を決定付ける。

一方、JではKのような区別はなく、Xが自然現象の物である場合、Xが意志を持って Yに働き掛けたような擬人化した表現が出来るため、YからXへ視点を移動させ、能動文 で表現することが可能である。これは、JがKより擬人化の範囲が広いことを物語るもの として、JK両語は物の捉え方、即ち物の存在論的な観点が異なっていると言える。

#### 2-2. Xが内的な原因・理由

- 7) 真実が長年の調査によって明かされた。 진실이 오랜조사에 의해 밝혀졌다.
- 8)窓が必死の努力によって開けられた。 창문이 필사의 노력에 의해 열리었다.
- 9)平和が多くの血によって勝ち取られた。 평화가 수많은 피에 의해 쟁취되었다.
- 7)'?長年の調査が真実を明かした。 \*오랜조사가 진실을 밝히었다.

- 8)'?必死の努力が窓を開けた。 \*필사의 노력이 창문을 열었다.
- 9)'?多くの血が平和を勝ち取った。 \*수많은 피가 평화를 쟁취했다.

これらの例も、述語には意志性の強い動作動詞が本来の意味で用いられている。また、 Xは人間活動の行為を表し、その行為によってYに何らかの影響を及ぼしているため、X のYへの働き掛け性は認められる。従って、JKは基本的にYからXへ視点を移動させ、 能動文で表現出来るはずである。しかし、XがYを動かす直接的で決定的な動機にはなら ず、Xを行なう過程においてYを動かす結果になったことを表すため、Jでは働き掛けの 主体であるXに視点を置く表現より、作用の対象(Xの作用を被るもの)であるYに視点 を置いて表現するのが一般的である。それは、Yに視点を置いて表現することによって、 個別的な事実や主観的な要素も一般化されたり客観化されたりして、表現効果が生じるた めであろう。何れにせよ、JではYに視点を置く受動文が多く用いられているが、Xに視 点を置く能動文も非文にはならない。但し、Xに視点を置いて表現すると、無情物である Xの意志性が前面に出てくるため、特殊な文脈を必要とする特殊な言い方になる。

一方、KではXに視点を置いて表現すると、Xがまるで有情物の扱いになって、無情物 のXに意志があるように捉えられると共に、KでのXはYを動かす一つの手段として考え ることは出来ても、XがY自体を動かす働き掛け性は持っていないため、YからXへ視点 を移動させることが出来ない。

# 2-3. Xが働き掛け性を持たない材料・道具

10)服が釘で破られた。

옷이 못에 찢기었다.

11)刺がピンセットで抜かれた。

가시가 핀셋으로 뽑히었다.

12)刃物が砥石によってよく磨かれた。 칼이 숫돌에 의해 잘 갈리었다.

10) \* 針が服を破った。

\*못이 옷을 찢었다.

11) \*ピンセットが刺を抜いた。 \* モ 例이 가시를 뽑았다.

12) \* 砥石が刃物をよく磨いた。 \* 大돌이 칼을 잘 갈았다.

JK共に、述語には何れも動作動詞が本来の意味で用いられているが、XがYに働き掛 けているとは考えにくく、XはYにとって材料・道具のニュアンスしか与えない。従って、 Xに視点を与え能動文で表現すると、Xがまるで意志を持ってYに変化を与えることにな るので、文として成立しない。それは、XがYを操ることが出来ず、XとYはそれぞれ独 立性が強い無情物であるため、XがYへ直接的で物理的な影響を与える存在ではないこと からも説明できよう。つまり、Xを操るのは人間であるから、その意味でYはXを利用し て動作を行なうことによって、初めて変化する。このことから、JK共にXに視点を置い て能動文で表現することが出来ず、Y専用の受動文しか考えられない。

# 2-4. Xが働き掛け性を持たない目的または手段

- 13) その金は彼の結婚費用に使われた。 그돈은 그의 결혼비용에 쓰이었다.
- 14)川の水が水力発電に活用された。

강물이 수력발전에 활용되었다.

15)人事は選挙によって実施された。 인사는 선거에 의해 실시되었다.

16)首班指名は投票によって決められた。 首班指名은 투표에 의해 정해졌다.

- 13)'\*彼の結婚費用がそのお金を使った。\*그의 결혼비용이 그돈을 썼다.
- 14) \* 水力発電が川の水を利用した。
- \*수력발전이 강물을 활용했다.
- 15)'\*選挙が人事を実施した。
- \*선거가 인사를 실시했다.
- 16) \* 投票が首班指名を決めた。
- \*투표가 首班指名을 정했다.

これらの例ではJK共に、述語には意志性が強い動詞が動詞本来の意味で用いられてお り、YにとってXは13)14)が目的、15)16)が手段のニュアンスしか与えないため、XのY への働き掛け性は考えにくい。したがって、YからXへ視点を移動させ能動文で表現する と、Xの意志性が前面に出て来て、Xが有情物の扱いになるため、文自体が成立しないこ とになる。この点でJK両語は一致している。しかし、JK共にXが目的の意味で捉える ことが出来る13)14)に限って、能動文への変換は可能となる場合がある。このとき、Xは 「が/이・가」ではなく、「として/으로(州)」で表現される。

- 13)"彼の結婚費用としてそのお金を使った。그의 결혼비용으로 그돈을 썼다.
- 14)"水力発電として川の水を活用した。 수력발전으로 강물을 활용했다.

2-5. Xが働き掛け性を持たない場所

17) 凧が電信柱に引っ掛けられた。

18)引っ越し荷物がトラックに乗せられた。 이삿짐이 트럭에 실리었다.

19)彼の服が電車のドアに挟まれた。

17) \* 電信柱が凧を引っ掛けた。

18) \* トラックが引っ越し荷物を乗せた。 \* 트럭이 이삿짐을 실었다.

19)'?電車のドアが彼の服を挟んだ。

연이 전신주에 걸리었다.

그의 옷이 전차문에 끼이었다.

\*전신주가 연을 걸었다.

\*전차문이 그의 옷을 끼었다.

これらの例でもJK共に、述語には意志性の強い動作動詞が本来の意味で用いられてい るが、これまでとは違って、これらの動詞が受身形になるとXは生産物及び用具として、 場所性が生じてくる。つまり、これらのXはYが挟まれ・引っ掛けられ・乗せられた"場 所"を表わしている。このように、能動動詞から受動動詞へ変わるとXの場所性が生じて くる場合、KではXに視点を置いて能動文で表現出来ない。それは、Xが働き掛け性を持 たない場所として認識しているからであろう。一方、Jでは19)'のように、無情物のXが Yに働き掛けたと考えられる場合、Xが場所性を持っていても、能動文への変換は可能と なる。この時、19)'のXは自動ドアであって、しかも勝手に動くものだと認識しているた め、違和感を感じない。また、17)18)はYからXへ視点を移動させ能動文で表現すると、 Xの意志性が前面に出て来るため、文自体が成立しないことになる。このように、受身形 が場所性を持っている場合、JK共にXのYへの働き掛け性は考えにくく、Xには話者の 視点を寄せることが出来ないのが原則である。しかし、Jでは19)のようにXのYへの働 き掛け性が認められる場合、19)'のように特殊な場合に限って可能となる。

3. 能動文への変換が特殊である場合

話者の視点は、Yに置いて表現するのが一般的であるが、Xに視点を置いて表現する時も可能であって、それは特殊な場合に限る。

- 3-1. Xが視覚で感知できる自然現象
  - 20)霧が朝の日差しによって晴れはじめた。 안개가 아침햇살에의해 걷히기 시작했다.
  - 21)彼らの姿がその光線によって浮かび上がった。

그들의 모습이 그 광선에 의해 부각되었다.

22)花の種が温室の適当な温度によって芽をふいた。

꽃씨가 온실의 알맞은 온도에 의해 싹이 트이었다.

- 20)'? 아침햇살이 안개를 걷기 시작했다.
- 21)'?그 광선이 그들의 모습을 부각시키었다.
- 22)'?온실의 알맞은 온도가 꽃씨의 싹을 트게 했다.

これらの例は、Xが形として定まっていない点では1)~3)と同じであるが、1)~3)のXは視覚を通して確認できるものではないのに対し、これらの例のXは視覚を通して確認できるものである。従って、KではXの作用によってYが変化を被るという捉え方として、述語に受動動詞が用いられている。このように、Kでは文自体が自ずから自然にそうなるという自動現象を表わす時においても、受動文で表現することが可能である。

一方、Jでは受動文自体が成立せず、自動詞文が対応しているので、初めからKと対照することが出来ない。これは、文自体が自ずから自然にそうなるという自動現象を表わす時、Kでは受動文で表現することが可能であるが、Jでは受動文で表現することが出来ず、あくまでも自動詞文で表現せざるを得ないということを物語っている。このことから、Kの受動文は能動文に対応する有標表現形式ではなく、能動文と対等のレベル、つまり無標表現形式の要素も含んでいると言えよう。

# 3-2. Xが植物や自然物

- 23)学校が伊吹で取り囲まれた。학교가 향나무로 둘러싸이었다.
- 24)舞台が花で飾られた。 무대가 꽃으로 장식되었다.
- 25)自動車が埃に包まれた。 자동차가 먼지에 휩싸이었다.
- 23) '伊吹が学校を取り囲んだ。 ? 향나무가 학교를 둘러쌌다.
- 24) 花が舞台を飾った。 ? 奚
- ?꽃이 무대를 장식했다.
- 25) '埃が自動車を包んだ。 ? 먼지가 자동차를 휩쌌다.

これらの例でも、述語には動作動詞が本来の意味で用いられている。また、23)24)のXは植物であり、25)のXは自然物として車が過ぎ去った後で立ち上がる埃を指しており、何れもXのYへの働き掛け性は考えられなくもない。従って、JではYからXへ視点を移動させ擬人化された能動表現が可能であるが、KではYからXへ視点を移動させ能動文で表現すると、Xの意志性が前面に出て来て、Xが有情物の扱いになるため、特殊な文脈を

必要とする特殊な言い方になる。これは、KよりJが擬人化の範囲が広いことを物語る証拠でもある。

- 3-3. Xが外的な原因・理由
  - 26)戦争は和平条約締結によって中断された。

전쟁은 평화조약 체결에 의해 중단되었다.

- 27)彼の罪は彼女の死によって自覚された。 그의죄는 그녀의 죽음에의해 자각되었다.
- 28)北方貿易がその条約によって開始された。 북방무역이 그 조약에의해 개시되었다.
- 26)'和平条約締結が戦争を中断させた。 ? 평화조약체결이 전쟁을 중단시켰다.
- 27)'彼女の死が彼の罪を自覚させた。 ? 그녀의 죽음이 그의 죄를 자각시겼다.
- 28) 'その条約が北方貿易を開始させた。 ? 그 조약이 북방무역을 개시시켰다.

これらの例もJK共に、述語には意志性の強い動詞が本来の意味で用いられており、Xを通してYが実現されるため、XのYへの働き掛け性は認められる。この時、Xは出来事の主体であるが、YにとってXは原因・理由を表わしていて、XはYが実現されるようになったきっかけのニュアンスを持っている。これらの点では、2-2と一致している。しかし、7)~9)の例は「YヲVスル人」と「Xを行なう人」が一致しているのに対し、26)~28)の例は一致していない。つまり、「YヲVスル人」と「Xを行なう人」は異なっており、Xを行なう人とは関係ない外的な条件によってYが影響を被るため、7)~9)よりも26)~28)がXのYへの働き掛け性は強く感じる。従って、JK両語は基本的にYからXへ視点を移動させ、能動文で表現出来るはずであるが、Kでは無情物Xに視点を置いて能動文で表現すると、Xがまるで有情物の扱いになって、無情物のXに意志があるように捉えられるため、主術関係において問題が生じる結果となって、特殊な文脈を必要とする特殊な言い方になる。また、これらの例文で注目すべき点は、JK共に受動文に対応する能動文が「させる/시키다」という使役形を用いた使役表現が対応していることである。これはJKの受動文と使役文の関係が受動文と能動文の関係に対応していることを端的に示すもので、受動文と使役文の関係が受動文と能動文の関係に対応しているのである。

- 3-4. Xが操作性を持つ材料・道具
  - 29)紙が切断機によって二つに切られた。 종이가 절단기에 의해 둘로 잘리었다.
  - 30)ピアノがクレーン車によって上げられた。피아노가 크레인에의해 올려 지었다.
  - 31)民主化運動が戦車によって踏みつぶされた。

민주화운동이 전차에 의해 짓밟히었다.

- 29) 切断機が紙を二つに切った。 ? 절단기가 종이를 둘로 잘랐다.
- 30)'クレーン車がピアノを上げた。 ? 크레인이 피아노를 올렸다.
- 31)'戦車が民主化運動を踏みつぶした。? 전차가 민주화운동을 짓밟았다.

これらの例も、JK共に、述語には何れも意志性の強い動作動詞が本来の意味で用いられており、Xが材料・道具のニュアンスを持っている点では、2-3と一致している。

しかし、2-3と違って、Xは何れも単なる道具を表わすのではなく、道具の集合体である機械を表わしているため、何れもXのYへの働き掛け性が考えられる。従って、JではXに視点を与え能動文で表現することが可能である。一方、KではXに視点を与え能動文で表現すると、Xの意志性が前面に出て来て、Xが有情物の扱いになるため、Kでは特殊な文脈を必要とする特殊な言い方になる。

# 4. 能動文への変換が可能である場合

これまで見てきた例文とは違って、能動文への変換が可能である例文は、何れもYから Xへ、XからYへ視点を移動させることが出来る。

- 4-1. Xが定形であって、しかも動きのある自然現象
  - 32)湖が霧に包まれた。

호수가 안개에 싸이었다.

- 33)船が台風によって沈没させられた。배가 태풍에 의해 침몰되었다.
- 34) 道路が雪崩によって遮断された。 도로가 눈사태에 의해 차단되었다.
- 32) 霧が湖を包んだ。

안개가 호수를 싸았다.

33) 台風が船を沈没させた。

태풍이 배를 침몰시겼다.

34) ′雪崩が道路を遮断した。

눈사태가 도로를 차단시겼다.

これらの例は、1)~3) 20)~22)とは違って、Xが形として定まっており、しかも動きのある自然現象なので、XのYへの働き掛け性は十分に認識できる。従って、J K 共にY からXへ視点を移動させ、擬人化した能動文で表現することが可能である。

- 4-2. Xが外的な事件や出来事を表す原因・理由

  - 36)大学の講義が戦争によって中断された。대학강의가 전쟁에 의해 중단되었다.
  - 37)アメリカの貿易量がその条約によって増大された。

미국의 무역고가 그 조약에 의해 증대되었다.

- 35)'殺人事件が別荘を恐怖に包んだ。 살인사건이 별장을 공포로 휩쌌다.
- 36)'戦争が大学の講義を中断させた。 전쟁이 대학강의를 중단시겼다.
- 37)'その条約がアメリカの貿易量を増大させた。

그 조약이 미국의 무역고를 증대시겼다.

これらの例は、述語に動作動詞が本来の意味で用いられている点とXのYへの働き掛け性が考えられる点、また「YヲVスル人」と「Xを行なう人」は異なっており、Xを行なう人とは関係ない外的な条件によってYが影響を被る点では3-3と一致している。しかし、これらの例はXの外的な事件や出来事によって、Yが何らかの影響を受けるため、3-3の例よりもXのYへの働き掛け性は強く認識できる。従って、Jは勿論のこと、KにおいてもYからXへ視点を移動させ、能動文で表現することが可能である。なお、Yから

Xへ視点を移動させ能動文で表現する場合、JKは36)'37)'のように「させる/시키다」 という使役形を用いて表現される。

- 4-3. Xが操作性を持たない材料・道具
  - 38)工場が防波堤に取り囲まれた。 공장이 방파제로 둘러싸이었다.
  - 39)自動車が遮断機に止められた。 자동차가 차단기에 가로막히었다.
  - 40)外国車が国産車に追い出された。외국차가 국산차에 밀려 나갔다.
  - 38) 防波堤が工場を取り囲んだ。 방파제가 공장을 둘러쌌다.
  - 39)'遮断機が自動車を止めた。 차단기가 자동차를 가로막았다.
  - 40) 国産車が 外国車を追い出した。국산차가 외국차를 밀어냈다.

これらの例も、述語には何れも意志性の強い動作動詞が本来の意味で用いられており、 Xは材料・道具のニュアンスを持っているが、XのYへの働き掛け性が認められる。この 点では、3-4と一致しているが、3-4と違って、XはYに立ち向かう行為者並みの機 能を持っていて、3-4よりXのYに対する影響度が高い。従って、JK共にXに視点を 与え擬人化した表現として、能動文で表現することが可能である。

# 4-4. Xが情報媒体の手段

41)各党の政策がTVに紹介された。 각당의 정책이 테레비에 소개되었다.

42)その村が雑誌に紹介された。 그 마을이 잡지에 소개되었다.

43)消費者の購買欲は広告に左右される。소비자의 구매욕은 광고에 좌우된다.

41)'TVが各党の政策を紹介した。 테레비가 각당의 정책을 소개했다. 42) 雑誌がその村を紹介した。 잡지가 그 마을을 소개했다.

43)、広告が消費者の購買欲を左右する。 광고가 소비자의 구매욕을 좌우한다.

これらの例文は、手段を表すXが人間の生活上において欠かせない情報媒体であって、 Yに大きな影響を与えているため、準行為者の機能を果たしていると考えられる。つまり、 XのYへの働き掛け性が存在しており、この点が2-4と異なっている。従って、2-4 の例とは違って、これらの例は何れもYからXへ視点を移動させ、能動文で表現すること が可能である。この点でも、JK両語は一致している。

- 4-5. Xが人間活動の主体である会社名・政党名・国名
  - 44)NECがSONYに仕事を奪われた。 NEC가 SONY에게 일을 빼앗기었다.
  - 45)政治改革法案は社会党によって否決された。 정치개혁 법안은 사회당에 의해 부겸되었다.
  - 46)アメリカがイラクに非難された。 미국이 이라크에게 비난받았다.
  - 44) 'SONYがNECの仕事を奪った。 SONY가 NEC의 일을 빼앗았다.
  - 45)'社会党が政治改革法案を否決させた。사회당이 정치개혁법안을 부결시겼다.
  - 46)'イラクがアメリカを非難した。 이라크가 미국을 비난했다.

これらの例文は、Xが人で構成されている集団・団体として、Yに直接的な行為・作用

を及ぼしているため、Xが行為者並みの機能(役割)を果たしていると考えられると共に、 XのYへの働き掛け性が認められる。従って、話者はYからXへ視点を移動させ、能動文 で表現することが可能である。この点で、JKは一致している。

# 4-6. Xが人間活動の支えになる制度や決まり

- 47)日本の社会は掟に縛られている。 일본사회는 오키테에 묶이어 있다.
- 48)死刑制度は新憲法によって廃止された。사형제도는 신헌법에 의해 폐지되었다.
- 49)捕鯨が国際法によって禁止された。
- 47) 掟が日本の社会を縛っている。
- 48) 新憲法が死刑制度を廃止した。
- 49) 国際法が捕鯨を禁止した。

포경이 국제법에 의해 금지되었다.

오키테가 일본사회를 묶고 있다.

신헌법이 사형제도를 폐지했다.

국제법이 포경을 금지했다.

これらの例文のXは、人々が人間の生活を営むために考案された、人間活動の精神的な 支柱として、Yを支えたり、定めたり、規制したりするので、XのYへの働き掛け性は直 接的な行為・作用であって、行為者並の機能を果たしていると考えられる。従って、JK 共にYからXへ視点を移動させ、能動文で表現することが可能である。

# 5.終わりに

以上のことを纏めると、JK共に、XのYへの働き掛け性があると考えられる場合は、 基本的に能動文への変換は可能であると言えるが、XのYへの働き掛け性がないと、基本 的に能動文への変換は不可能であると言えよう。しかし、JではXのYへの働き掛け性が あれば、能動文への変換はすべて可能であるのに対し、KではXのYへの働き掛け性があ っても、20)~31)のようにXの作用性が弱く感じられる時もあって、Xに視点を与え能動 文で表現すると、Xの意志性が前面に出てくるので、特殊な文脈を必要とする特殊な言い 方になる場合も存在する。また、Xが自然現象を表わす場合、KではXが形として定まっ ている定形であったり、Yが動的事象であれば、XのYへの働き掛け性が考えられるため、 Xに視点を与え、能動文で表現できるが、Xが形として定まっていない非定形であったり、 Yが動的事象でなければ、XのYへの働き掛け性が考えにくいため、Xに視点を与え、能 動文で表現できない。但し、Xが形として定まっていなくても視覚を通して確認出来る場 合、KではXのYへの働き掛け性が考えられるため、Xに視点を与え、能動文で表現でき るが、特殊な文脈を必要とする特殊な言い方になる。これに対し、JではXが定形にしろ、 非定形にしろ、自然現象を表すものはXのYへの働き掛け性があると認識できるため、す ベてYからXへ視点を移動させ、擬人化された能動文で表現できる。そして、Xが原因・ 理由を表す場合、「YをVする人」と「Xを行う人」が一致するか、一致しないかによっ て、KではXのYへの働き掛け性の有無を決定付けるが、JではXのYへの働き掛け性の 度合いを決定付ける。更に、XがYへの働き掛け性を持つ材料・道具を表す場合、Kでは Xが操作性を持つか、持たないかによって、能動文への変換が特殊か可能かを決定付ける

が、Jでは何れも能動文への変換は可能である。なお、7)8)9)19)のように、KではXのYへの働き掛け性が考えにくい場合でも、JではXのYへの働き掛け性が認められるので、YからXへ視点を移動させ、擬人化された能動文で表現することが出来る。

以上のことから、JはKより無情物XのYへの働き掛け性があると捉える尺度が広く、 擬人化の範囲も広いことが伺われる。つまり、Jの受動文はXが無情物であっても、Yへ の働き掛け性があると判断出来るものはすべてYからXへ視点を移動させ、擬人法を用い て能動文で表現することが可能である。従って、擬人化された能動文が多く用いられてい る。これは、XのYへの働き掛け性があるかないかという認知上の問題において、JKが 異なっていることを示唆するものであり、JがKより擬人法を用いて表現する文がかなり 広い範囲で使われていることを裏付けている証拠でもある。これは又、Jの受動文がKの 受動文より、ヴォイスの基本的な機能(受動文は基本的に対応する能動文が存在する)を しっかり持っている証拠でもあると言えよう。

また、Xが人間活動の行為を前提としたり、外的な事件や出来事を表す原因・理由の場合、JK共に、受動文に対応する能動文が「させる/ハ키다」という使役形を用いた使役表現と対応している場合が多い。これは、JKにおける受動文と使役文の関係が、受動文と能動文の関係に対応していることを端的に示すもので、受動文と使役文がヴォイスの対立を成しているのである。

〈注〉

1) X をマークするのは、「に」だけでなく、「によって」「で」も含まれる。 〈主要参考文献〉

奥津敬一郎、1992「日本語受身文と視点」『日本語学』8月号vol,11明治書院 奥津敬一郎、1983「何故受身かー〈視点〉からのケース・スタディー」『国語学』132 金水 敏、1992「場面と視点-受身文を中心に-」『日本語学』8月号vol,11明治書院 金敏洙、1971『國語文法論』-潮閣

野田尚史、1990「日本語の受動化と使役化の対称性」『文芸言語研究』言語篇19 藤井 正、1986「視点について」『築島裕博士 還曆記念 国語学論集』明治書院 林憲燦、1994「日韓両語における受動文の能動文への変換について-〈有情物ガ有情物ニ Vサレル〉文型の場合-」『広島大学日本語教育学科紀要』第4号

林憲燦、1994「日韓両語の受動文における能動文への変換について - 〈有情物ガ無情物ニ Vサレル〉文型を対象に-」『ニダバ』23号、西日本言語学会

林憲燦、1994「〈無情物が有情物に/によってVされる〉文型の能動文への変換について -韓国語との対照研究の観点から-」『教育学研究紀要』40巻第二部、中国四国教育学会 Shibatani,M. 1985 "Passives and Related Constructions: A Prototype Analysis"

Language61 821~848